26日工会第 269 号
2026 年 9 月 10 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 13 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2026 年 8 月 28 日（金）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 6 階「6D-3」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 24 名：うちオンライン参加 12 名

部 会 長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
副部会長	柴田圭太郎（ジェイテクト）	
委　　員	㈹鶴牧　宏樹（エンシュウ）	柴田　明仁（オ ー ク マ）
同	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）	宮田　智代（オ ー ク マ）
同	大橋　敏雄（ジェイテクト）	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）
同	久保田晃正（スター精密）	小澤　裕二（高 松 機 械）
同	堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ）	中平　弘樹（DMG 森精機）
同	吉村　　司（中村留精密）	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）
同	宮嶋敬一郎（ファナック）	中村　　真（ブラザー工業）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	片山　健三（池　　員）	
事 務 局	辻　知成、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、大友部会長より「第 13 回輸出管理部会に出席をいただき感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

続いて、新たに部会委員として参画されたオークマの宮田氏より挨拶があった。

（１）EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査について

①事務局より、EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例について、メールベースによる事前調査結果を資料 No.1 に基づき説明があった。

ア．輸出管理委員会委員６６社を対象に調査を実施し、調査対象期間は2025年4月～2026年3月で実施。
イ．受理後90日を超えた案件は、該当する企業が2社、件数は4件であった。
ウ．受理後90日超の案件に限らず、当局から不許可の回答を受けた案件については、1社から1件該当ありとの回答があった。
エ．その他受理日3/11、許可日6/11の案件が1件ありが稼働日ベースでは90日超えとはならなかった。
オ．今回の集計結果より、「経産省における輸出許可申請受理後、90日を超過した案件」及び「経産省における輸出許可申請受理後、90日超に限らず当局から不許可回答を受けた案件」のいずれも該当件数は少数で90日未満が大半だった。

②大友部会長より、「参考までに、昨年の2項に係る本省審査分の個別輸出許可番号を確認したところ、おおよそ5,000件が許可されていた。この件数から見ても、審査期間が90日を超える案件の割合は比較的少ないように感じる。この点も踏まえ、今回の結果に対するコメントや今後の対応、知っておくべき事項について、ご意見を伺いたい」旨の発言があった。

③本調査の結果を受けて、発案者である片山委員（オブザーバー）より、「該当の4件が、どのような内容の案件であったのか、例えば輸出国に共通する傾向があったのか、また、その後どのように対応したのかなどについて、参考までに情報共有いただけるとありがたい。」旨の発言があった。

④各委員より、以下要旨の意見が挙がった。
ア．許可番号が年間5,000番台まで発行されていることを踏まえると、今回の4件はレアケースではないかと思われる。4件のみでは明確な傾向を把握することは難しいため、調査としては現状の内容で十分ではないか。
イ．該当の4件について、審査に時間を要した理由も知りたい。
ウ．これ以上調査を掘り下げても、得られる情報は参考程度にとどまると考えられるため、調査は現状の内容で一区切りとしてよいのではないか。
エ．討議の場とすると発言しづらい面もあると思われるため、次回部会等に回答いただいたA社、B社にオブザーバーとして参加いただき、口頭レベルでどのような案件だったのかなどについて意見交換を行う形であれば、発案者にとっても参考になるのではないか。

⑤本件について、正式なアンケートを実施するのではなく、情報提供・意見交換という形で、次回部会に、回答いただいたA社、B社にオブザーバ

ーとして参加いただけるよう事務局から打診することとした。

（２）輸出管理における AI の有効活用について

①事務局より、資料 No.3 に基づき、「安全保障輸出管理における顧客審査（スクリーニング）及び AI 活用に関するアンケート（案）」の修正版の内容について、以下要旨の説明があった。

ア．発案者に発案の意図を確認したところ、もともとは「人手での対応が難しい業務全般について、AI を活用できないか」という趣旨であり、特に「人手での対応が困難な業務」の具体例として、「50%ルール」を念頭に置いていたとのこと。また、発案者はシステックに賛助会員ではなく、アンケート票についても事務局と部会で作成してよいとのことで、事務局で作成したものが資料 No.3 である。

イ．　発案者の意図や、前々回部会において「AI 活用に関する調査」と「顧客審査の運用実態調査」が混在しており、アンケートの目的が分かりにくいとの意見があったことを踏まえ、設問構成を全面的に見直した。

ウ．　本アンケートの目的は、「各社における AI 活用の実態、活用事例、課題、留意点およびプロンプト活用事例等を収集し、会員企業に共有することで、輸出管理業務の高度化・効率化に資すること」とした。

エ．設問は、AI の活用状況、活用対象業務、活用事例、プロンプトの活用事例等を中心とした構成とした。

オ．また、第 11 回部会で提案者の主な関心事項の一つとして挙げられていた米国 BIS50%ルールへの対応状況については、顧客審査に関する実務課題として設問を残した。

②各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．アンケート全体について

a. Q2-1、Q2-2、Q2-3 は現状のままでよく、Q2-3 の後に Q3-3 を配置し、その後 Q3-2、Q3-4 と続く構成にする。全体として、「AI を活用しているか」→「活用している業務」→「活用目的」→「活用による効果」という流れにする。

b. AI がどの業務で活用され、どのような効果が得られたのかをそれぞれ分かるように、Q2-1、Q2-2、Q2-3、Q3-3 をマトリクス形式にする。

c. Q4-1 は Q2-2 に統合し重複部分（「同姓同名確認」、「海外情報の収集」以外）を削除。Q4-2 に「社内で AI 活用している」の選択肢を追加し、Q4-3 は、スクリーニングに関する設問であるため、Q2-2 に統合。

d. AI で得た情報を社内でどのように扱っているのか（例えば、顧客

情報等をAIで調べた場合に、社内で共有する際にAIを利用したことやAIの回答を根拠としていることを明示しているのか）を他社がどのように参考にしているかの設問を設けたい。

e. 中国関係の案件では、中国側の規制により通常では閲覧できないウェブページを、AIを利用することで顧客情報を把握できた事例もあるため、AIを利用することでしか得られなかった情報を把握できるような設問を設ける。

f. AIには誤った情報が含まれる場合もあるため、ファクトチェックの方法やノウハウに関する設問を設ける。

g.「顧客」という文言は使用せず、「需要者等」と表記することとし、「需要者等」には、商社やエンドユーザーなど、商流に関わる者を含む旨の「輸出者等遵守基準省令第1条第二号」に基づく注意書きを冒頭に入れる。

イ．Q2-1について

a. 選択肢の「PoC・試行運用中」と「導入検討中」の違いが不明。
⇒選択肢は「使用している」、「検討中」、「使用していない」の3択とし、簡素化する。

b. 「使用している」と回答した人に対し、社内規定や会社の運用として使用しているのか、個人として使用しているのかが分かるようにする。
⇒Q2-1-1を追加し、会社としてAIの活用を推奨しているため使用しているのか、個人の判断で活用しているのかを確認する設問を設ける。

c. 「検討中」、「活用予定はない」と回答した人は、Q4-2に進むようにする。

ウ．Q2-2について

a. 質問内容を、「AIを活用している業務は何ですか？」という設問に変更し、検討中や活用していない人については、本アンケートの結果から、実際にAIを活用している人がどのような業務で使用しているのかを参考にしてもらうような建付けにする。

b. どのようなAI（ChatGPT等）を活用しているのかも確認する。

c. 選択肢の「需要者等の審査」は大項目とし、その内数として「エンティティリスト」、「米国BIS50%ルール」、「SDN」、「資本関係調査」、「ロシア制裁」などを入れ、「狙い／目的」及び「効果」を問う。

エ．Q3-2は選択肢式ではなく自由回答とし、回答欄の下に記載例を入れる程度でよい。

オ．Q4-2は、AIに関するアンケートであるにも関わらず、AIに関する選択肢がないのは違和感がある。

③本日の委員からの意見を踏まえ、事務局でアンケートの内容を修正し、次回部会にて再度たたき台を提示することとした。

（３）工作機械規制内容変遷の検討

①大友部会長より、「各委員に原稿内容の確認・更新作業をお願いした「工作機械規制内容変遷」について、本日は、「2.1 兵器専用製造装置」、「2.2 旋削系工作機械」、「2.3 フライス削り系工作機械」、「2.17 工作機械関連の技術」を担当いただいた各委員より、更新内容等についてご説明をお願いしたい。」旨の発言があった。

②「2.1 兵器専用製造装置」、「2.2 旋削系工作機械」、「2.3 フライス削り系工作機械」、「2.17 工作機械関連の技術」を担当した各委員より、それぞれの担当箇所の更新内容について説明があった。

③各委員からの意見を踏まえ、原稿の修正を行った。詳細な修正内容については、別紙 1～4 を参照。

④各委員より、以下要旨の意見があがった。

ア. 資料 No.6「2.2 旋削系工作機械」14 頁及び、資料 No.7「2.3 フライス削り系工作機械」20 頁の「2025 年 10 月 9 日、16 の項が改正され、通常兵器キャッチオール規制の強化に伴い輸出令別表第 1 の 16 の項が再度（一）と（二）に分割され……」の文章について、「再度」との記載に対し、いつ統合されたのかその経緯を「2.4 研削系工作機械」を参考に記載する。

イ. 輸出令別表第 2 の 3 は、時限規定であり、将来的になくなる可能性がある規制であるため触れていない旨を前書きに記載する。

（５）その他

①事務局より、輸出管理講習会・研修会の講師確定について、国内講習会は、プログラム 1 を高松機械工業の小澤委員、プログラム 2 をジェイテクトの大橋委員、研修会は、プログラム 1 をジェイテクトの大橋委員、プログラム 2 をニデックマシンツールの久良委員、海外講習会は松浦研究員に、それぞれ内諾を得た旨の説明があった。

②事務局より、経済産業省貿易管理部による JIMTOF2026 見学について、会期中の 10 月 26 日～28 日の 3 日間にわたり、部会委員会社の出展ブースを見学する予定であるため、協力を依頼したい旨の説明があった。また、詳細については、後日、事務局より委員へ改めて連絡する予定との説明があった。

③次回（第 14 回）部会を 2026 年 10 月 1 日（木）13:00～17:00、機械振

興会館とオンラインにて開催。

④次々回（第 15 回）部会を 2026 年 11 月 24 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

⑤柴田前部会長よりご退任の挨拶があった。

以上

配布資料

(1) 輸出許可申請受理後状況に関するアンケート結果(2026.07)
(2) 2026 年度 輸出管理委員会の活動に関するアンケートについて EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査(再配布)
(3) 安全保障輸出管理における AI 活用に関するアンケート（案）
(4) 安全保障輸出管理における顧客審査（スクリーニング）及び AI 活用に関するアンケート（案）(再配布)
(5)【変遷】2.1 兵器専用製造装置(久保田委員)
(6)【変遷】2.2 旋削系工作機械(堀内委員・久保田委員・堀井委員)
(7)【変遷】2.3 フライス削り系工作機械(大友部会長、中村委員)
(8)【変遷】2.17 工作機械関連の技術(柴田前部会長)